

2016
7-8
Jul Aug
夏季号
Vol. 669

(平成28年7月1日発行)

産 業 能 率

大阪府商工労働部編集協力

INDUSTRIAL EFFICIENCY (Since 1956)

巻頭随想	1
OMA創立100周年に向けて 未来ビジョン委員会がスタートしました 一般社団法人大阪能率協会 副会長 未来ビジョン委員会委員長代行 株式会社 ラビース 代表取締役会長 市川雅邦	
最近の大阪経済の動き 大阪経済は、回復の動きが弱まっている	2
大阪府商工労働部 大阪産業経済リサーチセンター	
人口減少社会における地域ブランド戦略	4
大阪産業経済リサーチセンター 総括研究員 北出芳久	
政策立案支援調査サマリー「インターンシップ等、 大学との連携による人材育成に関する調査」	6
大阪産業経済リサーチセンター 主任研究員 田中宏昌	
中小企業の経営革新シリーズ ⑨2	8
大阪産業経済リサーチセンター 主任研究員 須永 努	
大阪府からのご紹介 No.27	10
大阪府商工労働部 商工労働総務課 企画グループ	
読んでみたいこの一冊	11
大阪産業経済リサーチセンター 主任研究員 小野顕弘 「成長企業の法則 世界トップ100社に見る21世紀型経営のセオリー」 名和高司 著	
会員特別寄稿	12
21世紀型産業革命と企業経営 —中堅中小企業経営における「共創」の真の担い手— ケーエム経営財務研究所 主宰 牧 千雄	
明日を考える FP知っ得情報 No.81	14
土地家屋調査士 AFP 和田清人	
女性経営者シリーズ No.41	15
株式会社ベストスピーカー教育研究所 取締役 高浜希三子	
OMAアジア・中国事業支援室 情報シリーズNo.109	16
同志社大学商学部准教授 関 智宏	
登録コンサルタントシリーズ 第29回	17
有限会社 中小企業経営相談所 代表取締役 須崎保弘	
特集 OMA・大阪能率協会事業のご紹介	18
協会ニュース	

明日を考える

FP知っ得情報

No.81

家族信託®って何？

土地家屋調査士 AFP 和田清人

最近、民事信託や家族信託®という言葉をよく目にするようになりました。「何それ？」「何だか難しそう」とお感じの方も多いかと思えます。そこで今回は、代表的な家族信託®の活用事例のひとつとして、自宅の管理・相続での使われ方をご紹介します。

信託とは

信託とは、財産管理の手法の一つです。登場人物は3人。①委託者、②受託者、③受益者です。この3者の関係をシンプルに表現すると次のようになります。

「私は、あの人のために、これを、あなたに託します。」

私=①委託者、あなた=②受託者、あの人=③受益者、これ=信託財産です。

信託業の免許を持たない者が受託者になるケースを民事信託といい、その中でも、さらに信頼できる家族を受託者とするものを家族信託®と呼びます。(家族信託®は、一般社団法人家族信託普及協会の登録商標です。)

現代社会のリスク

日本人の平均寿命は男性79.9歳、女性86.4歳とされています。他方、65歳以上の6.5人に1人が認知症、7.5人に1人がその予備軍と言われています。高齢化が進むわが国において、認知症は珍しくない存在になりつつあります。

お元気な間は、自分自身であらゆる契約ができますが、認知症と診断されてしまうと契約行為ができず、成年後見人が付くこととなります。ここで注意すべきは、成年後見制度の目的が、財産の「管理」と身上監護である点です。財産の「処分」については、裁判所がなかなか許可してくれないのが実情です。

たとえば、自分の頭がしっかりしているうちは自宅で生活し、判断能力が衰えてきたら自宅を売却して施設に入居したいというお声をよく聞きます。ところが現実には、判断能力を失った後で、成年後見人が裁判所から自宅の売却許可を得るのは困難です。再び帰ってくる可能性があるため、自宅は残しておかねばならないというのが裁判所の考え方です。

アルツハイマー病を発症してからの平均余命は8年とされています。上のケースの場合だと、8年分の入居費用を、自宅売却以外の手段で捻出しなければならないということです。たとえ遺言書を書いておいたとしても、遺言は死後に発効しますから、やはりこの8年間は身動きが取れないのです。

家族信託®なら

家族信託®なら、この問題を一気に解決できます。親を①委託者兼③受益者、子を②受託者とした信託契約を結びます。信託の目的を、「自宅の管理・処分」としておけば、お元気なうちから、受託者である子に、自宅の管理を少しずつ任せていくことができます。そして、いざ判断能力を失った後は、同じく受託者である子が、親の自宅を売却して入居費用に充てることができます。

また、信託契約に、信託終了時の残余財産の帰属先を盛り込むことで、遺言書と同じ効果が得られます。応用範囲は無限ですね。

民法では不可能とされてきたことも、信託で実現できることが多くあります。遺言や成年後見に加え、3つ目の相続対策として、一度検討なさってみてはいかがでしょうか？